

平成29年度
第1回加賀市健康福祉審議会高齢者分科会会議録

日 時：平成29年5月18日（木）
午後1時00分～3時00分
場 所：加賀市役所別館
3階302会議室

開始前資料説明

当日資料と事前配布資料

会議次第、座席表、高齢者分科会委員名簿、職員名簿、当日資料
議題

1. 高齢者お達者プランの実績について
 - (1)介護保険事業計画第6期2年目の実績について 【資料1-1】
 - (2)高齢者福祉計画第6期2年目の実績について 【資料1-2、別添資料】

2. 地域包括支援センターの運営について
 - (1)平成28年度の実績について 【資料2-1、別添資料】
 - (2)人員配置について 【資料2-2】
 - (3)平成29年度のランチ公募について 【資料2-3】

3. 介護予防支援委託事業者の報告について 【資料3】

4. 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの実施について 【資料4】

5. 超高齢社会に関する市民意識調査の結果について 【資料5】

6. 高齢者お達者プランの策定作業について 【資料6】

【事務局】

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまより、平成29年度加賀市健康福祉審議会高齢者分科会第1回会議を開催いたします。

それでははじめに、会議の開催に先立ちまして、高川健康福祉部長より一言ご挨拶を申し上げます。

【高川部長】

(あいさつ)

【事務局】

ここで、平成29年度に新たに当分科会委員にご就任いただきました委員の皆様を事務局よりご紹介させていただきます。

保健分野から、石川県南加賀保健福祉センター企画調整課長の湯谷幹恵様、

地域分野から、加賀市区長会連合会副会長の辻和成様にご就任いただきました。

お二人ですが、本日湯谷様はご到着が少し遅れるとお聞きしておりますし、辻様につきましては欠席とのご連絡をいただいております。

本日の出席委員の数は現時点で12名であり、定員の過半数を超えておりますので、加賀市健康福祉審議会条例の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、長寿課、地域医療推進室及び地域包括支援センター職員については、4月の異動に伴い一部変わっております。お手元の名簿にてご確認をいただければと思います。

それではここで、条例規定により、会議の議長については、当分科会会長が行うこととなっております。

では、河村会長、よろしくお願いいたします。

【河村会長】

本日はお忙しい中、ご出席ありがとうございます。貴重な時間でございますので早速始めたいと思います。進行は着座にて行わせていただきます。

議題に関しましては、部長の方から詳しく説明がありましたので早速審議に移りたいと思います。

この会議の終了予定時刻は、午後3時頃を見込んでおります。スムーズな進行と審議をよろしくお願いいたします。

各議題は約10分の予定をしております。10分程度でお願いいたします。

【河村会長】

では、議題1の「高齢者お達者プランの実績について (1)介護保険事業計画第6期2年目の実績について」事務局より説明願います。

【事務局】

資料1-1「高齢者お達者プランの実績について (1)介護保険事業計画第6期2年目の実績について」の説明

【河村会長】

どうもありがとうございました。

ただ今の報告について、委員の方から不明な点やご質問等はございませんでしょうか。

特にないでしょうか。

では、続きまして「高齢者お達者プランの実績について（2）高齢者福祉計画第6期2年目の実績について」事務局より説明願います。

【事務局】

資料1-2「高齢者お達者プランの実績について（2）高齢者福祉計画第6期2年目の実績について」の説明

【河村会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご不明な点等ございましたら委員の皆様からお聞きしたいと思います。

本間委員どうぞ。

【本間委員】

P4の1の地域包括支援センターの機能強化の部分で教えていただきたいのですが、中段に記述がありますように、相談述べ件数が2,652件、ブランチが147件であるということですが、147件以外のその他については、包括本体での相談という事でしょうか。

【河村会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

そうです。包括に相談があって、ブランチにお願いしているケースのカウントになります。この147件は、包括が関わらずに、純粹にブランチが初めに相談を受け付けて、初期からブランチで対応した新規相談のケースになります。

【本間委員】

そうしますと、初期件数のおよそ5パーセント強程度がブランチでの受け付けだったという事なのですね。

【事務局】

2,652件というのは延べ件数ではありますが、147件は実件数です。“延べ”と“実”の表記が紛らわしく申し訳ありませんでした。

【本間委員】

そういうことですか。そうすると、決して2,652が分母でそのうちの147件と

いう事ではないのですね。

【事務局】

はい。そうです。

【本間委員】

では、現在11か所のランチがあるということですから、年間で新規のランチ相談件数が147件であるという事は、1ランチあたり10件少々の新規相談であったという事になりますね。

わかりました。もう少し多ければ良かったのにとはいご質問させていただきました。

【事務局】

ありがとうございます。

【河村会長】

どうもありがとうございました。

他の委員の方からは何かご質問はございませんか。

はい、湯谷委員お願いします。

【湯谷委員】

南加賀保健福祉センターの湯谷と申します。到着が遅くなり申し訳ありませんでした。この様なことをお聞きして心苦しいのですが、P2の上部に、“元気はつらつ塾”と“かがやき予防塾”とありますが、これはグループ名が違うだけで同じような方を対象としたグループなのか、またはボランティアの養成講座の名称であるのか、わからなかったので教えていただけますでしょうか。

もう1点、介護支援ボランティア制度というポイント制度の事業内容についても、併せて少し教えていただきたいと思います。

【河村会長】

では、事務局お願いします。

【事務局】

“地域型元気はつらつ塾”と“かがやき予防塾”は全く別のものであります。元々2次予防事業対象者が、地区のそれぞれの圏域ごとに“はつらつ塾”という名称で活動していたのですが、地域で展開しようということで、現在は地区会館で“地域型元気はつらつ塾”と称して週1回程度集まって体操をしたり、介護予防の場作りという形で展開しております。そこに市民の方々にも協力していただいて、事業者とタイアップしながら活動しているという形です。“かがやき予防塾”は、介護予防教室の形になります。全

8回コース程度の介護予防の講座を行なっておりますが、その講座の受講者の方々から「自分だけが学んでいてはもったいない」という声がありました。何か地域の為にできないかという事で、最終的には自分たちが地域の為に何ができるかという事を話し合いながら、予防塾の修了者に地域型元気はつらつ塾の協力員になっていただいたり、認知症ケアパスの普及に協力していただいたりということで、講座を通して自分達ができることをするという事につながりを持って展開しております。

続いてボランティアポイントについてご説明させていただきます。介護支援ボランティアの皆様は、65歳以上の介護認定を受けていらっしゃる方が、あらかじめ登録していただいた上で施設等でのボランティア活動を行った場合に、その活動の実績に応じてポイントを付与するという制度になります。この集めたポイントにつきましては、年度末に変換交付金申請をしていただき、5,000円を上限に現金を支給するという仕組みになっております。よろしいでしょうか。

【湯谷委員】

はい、ありがとうございました。

【河村会長】

他にご発言はないでしょうか。

はい、中村委員どうぞ。

【中村委員】

資料1-2別添資料のP2の中で、介護サービス事業所研修会・連絡会の参加率の記載があります。ここでは、“サービスの質を高めます”という考え方の中で、積極的に参加できるような内容を検討していきたいと書かれています。実際のところ、それぞれの事業所では年間計画を立てておりますので、その際に、これらの連絡会がいつ開催されるのかがわかれば、参加できるように計画を立てられますので、参加率も得られるのではないかと思いますし、内容につきましても、どういった方が内容を検討するかによって、参加したいという積極的な思いにつながるのではないかと思います。実際に今の時点で、年間的な開催の計画は立っていらっしゃるのでしょうか。

【河村会長】

事務局、回答願います。

【事務局】

この連絡会は、事業者協議会への委託という形で開催させていただきまして、事業者協議会の事務局の方から協議会の開催について検討させていただいております。申し訳ありませんが、まだ年間計画まではできていないのですが、やはりサービス事業者のご意見を聞いて開催したいという意向を確認しておりますので、皆様の計画を提示してい

ただき、しばしば更新研修等もあるとお聞きしておりますので、それらとの日程が重ならないように配慮するという事も申し合わせました。ここにもありますように、なかなかサービス種別ごとでの開催は難しいということもありますので、合同で皆様の共通の研修内容の開催ができたらいいのではないかと考えておりますし、協議会で諮らせていただき開催させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

【河村会長】

はい。それでよろしいでしょうか。

【中村委員】

ケアマネジャーの連絡会についてですが、介護保険制度が始まりこれだけ年数が経ってまいりますと、それぞれの質が経験年数に応じて変わってきます。1年目の方と15年近くの経験年数の方とでは求める内容が全く違ってくると思っておりますので、現場の意見を取り上げていくという役割を市の方には担っていただいて、事業所連絡会へのバックアップをお願いしたいと思います。

【河村会長】

他の委員から何かご意見はありませんでしょうか。

無いようですので、次の議題に移らせていただきます。

次は「地域包括支援センターの運営について (1)平成28年度の実績について」事務局説明願ひます。

【事務局】

資料2-1「地域包括支援センターの運営について (1)平成28年度の実績について」事務局説明

【河村会長】

はい、ありがとうございました。

事務局より資料2-1の説明がありましたが、委員の方から何かご質問はありませんでしょうか。

無いようなので次の議題に移ります。

「地域包括支援センターの運営について (2)人員配置について」事務局説明願ひます。

【事務局】

資料2-2「地域包括支援センターの運営について (2)人員配置について」事務局説明。

【河村会長】

はい、ありがとうございました。

委員の方から何かご質問はありませんでしょうか。

無いようなので次の議題に移ります。

「地域包括支援センターの運営について（3）平成29年度のブランチ公募について」事務局説明願います。

【事務局】

資料2-3「地域包括支援センターの運営について（3）平成29年度のブランチ公募について」事務局説明。

【河村会長】

はい、ありがとうございました。

委員の方から何かご質問があればお受けしたいと思います。

無いようなので次の議題に移ります。

早急な議事進行で、申し訳ありません。

議題3「介護予防支援委託事業者の報告について」事務局説明願います。

【事務局】

資料3「介護予防支援委託事業者の報告について」事務局説明。

【河村会長】

ありがとうございました。ただいまの報告で何かご質問はございませんか。

本間委員どうぞ。

【本間委員】

1つお伺いしたいのですが、委託ができる居宅介護支援事業者の要件ということで、“中立性・公正性が担保され・・・”とありますが、例えば居宅事業所で集中減算を受けたというようなことがあった場合には、この“中立性・公正性の担保”という観点では、どのような見解をされるのでしょうか。

【河村会長】

事務局回答願います。

【事務局】

ただいまのご発言でございますが、基本的には基準に違反するといった点が、ここで標記している“中立性・公正性の担保”に関わってくるのではないかと、という事でのご質問だと思います。ですが、気付かずにそのような減算に関わってしまうような場合もございますので、集中減算の対象になった事業所であるから“中立性・公正性”がない

という判断を一律に下すことはありません。

【本間委員】

そうしますと、その集中減算が継続して続いているような場合、そこはどのような判断をされるのでしょうか。

【事務局】

そのように継続される状況が続くといった場合、それが意図的であり且つ悪質なものであれば、もちろん契約の対象とは考えませんが、あくまでもそのような継続の状況を意図的にされているかどうかという点は見極めのポイントの1つになるかと考えております。指摘を受けた事業所におかれましては、早急な対応を取られているという話を県の方からも聞いておりますので、特に私共の方ではこの部分での対象に該当する事業所は無いと考えております。

【河村会長】

はい、ただいまの説明でよろしいでしょうか。
本間委員、どうぞ。

【本間委員】

少々曖昧でよくわからないのが正直なところです。この、“中立性・公正性”と申しますと、囲い込みであるとか、わかりやすい例では集中減算があると思いますが、次回会議の場で結構ですので、もう少しわかりやすい回答をいただきたいと思います。

【河村会長】

それでは、事務局の課題として次回資料をご用意したいと思います。
はい 事務局からどうぞ。

【事務局】

申し訳ありません。おそらく資料的なものとしてはご提示するという想定ができませんので、この場でご説明させていただきます。

来年度以降はわかりませんが、今年度に関しては、集中減算があれば、石川県の方から事業所に、当然ながら指導が入ることになっているという事はご存知の通りだと思います。事業所側のその指導への対応状況を見て判断させていただくというところが私共の答えでございますので、そこで、県の方からも悪質性、もしくは不正の度合いが強いとの判断があれば、私共の方はこの契約の対象としては一考せざるを得ないと考えておりますが、このような判断が都道府県から来ていない以上は、事業所が県の指導に従って粛々と対応中であるという判断をさせていただいて、契約の方はさせていただこうと考えております。

【河村会長】

本間委員、どうでしょうか。

【本間委員】

集中減算の情報は県の方から各居宅になりますと、地域密着型併用の方になるのですか。

【事務局】

密着ではありませんが、市町村の方に指定の権限があるということです。

【本間委員】

指定の権限ですね。そうすると、監査内容や指導内容は県のままということですか。そのような減算等の情報提供は市町村にも届くのですか。

【事務局】

今現在でそのような情報は届いておりません。

【河村会長】

他の委員の方から我々にご説明いただけるような情報があればお願いしたいと思いますが何かございませんか。非常に難しいポイントなので、後々事務局と話していただきご納得を得られればよろしいかと思えます。この件に関してはこれで締めさせていただきます。

他のご質問はございませんか。

無いようなのでこれで議題3を終了します。

では、議題4「介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの実施について」事務局説明願います。

【事務局】

資料4「介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの実施について」事務局説明。

【河村会長】

ありがとうございました。委員からご意見はございませんか。

はい、松本委員どうぞ。

【松本委員】

お聞きしたいのですが、ただいまのご説明の中で、サービスAの創設の経緯について、

資料の枠内の記載で、“利用期間の長期化、利用者が卒業に至らない”とありますが、この卒業に至らないというのは、どのような状況を指すのでしょうか。“卒業”という言葉の意味は単純に解釈すればわかるのですが、この資料で書かれている“卒業”とは、どのような状況をさしておられるのでしょうか。

【事務局】

ここに記載した“卒業”といいますのは、通所介護サービスを利用しなくても自力で生活ができるようになったといったように、サービスの提供を受けなくてもよくなったという状態を指しております。

【松本委員】

そうしますと、良い方に向かっている、良い方に向かう可能性が十分にあるという状況になれば卒業できるということですか。

【事務局】

はい。その通りです。

【松本委員】

実際のところ良くなった方はいらっしゃるのでしょうか。

【事務局】

アンケートの結果では、なかなか卒業に至るケースの割合は低いというのが現状です。

【松本委員】

ありがとうございました。

【河村会長】

他にご意見は無いでしょうか。

私からご発言させていただいてよろしいでしょうか。

具体的に、ただいまのサービスのミスマッチについてですが、入浴の現行サービスは介護認定で要支援2相当以上という資格要件があるにもかかわらず、資格が無くても入浴サービスを受けられているというミスマッチを生じている利用者というのはどのような人達で、どのような経緯でサービス利用が可能になったのかという点について疑問に思ったのですが。

【事務局】

自宅にお風呂が無いというような状況の場合に事業所まで通って入浴のサービスを受けるというような方がいらっしゃるということがアンケートの結果で見受けられました。

そのような方々につきましては、今後は通所型サービスAの対象者になっていくのではないかと考えております。

【河村会長】

はい、わかりました。

他の委員から何かご発言はありませんか。

見付委員どうぞ。

【見付委員】

認定を受けた方だけが利用できるのですか。認定を受けていないけれど家では入浴が出来ない方がいらっしゃると思いますが、そのような方は利用できないのですね。

【事務局】

そのような方も通所型サービスAを利用していただけます。事業対象者の方も通所型サービスAの対象になっております。

補足説明させていただきます。ただいまのご質問は、入浴するために介助が必要な場合についてのお尋ねであろうかと思っております。介護保険上のサービス利用をご希望でしたら、基本的には介護の認定を受けていただいて現行相当サービスを利用していただくという形になろうかと思っております。

【見付委員】

はいわかりました。ありがとうございました。

【河村会長】

他にご意見はございませんか。

大中委員どうぞ。

【大中委員】

P 1 の下段の緑部分“地域おたっしゅサークル”の対象者の要件に、元気高齢者～要介護1認定相当との記載があります。元気高齢者であるという事は、認定を受けていなくてもお風呂だけ利用したいので送迎を希望したいという方も該当するのではないのでしょうか。

家にお風呂があっても入浴サービスだけ利用したいという方に対して、施設側の送迎を頼むことはできるのでしょうか。

【事務局】

この資料にはサービス内容がいくつか並んでおりますが、入浴に関するサービスを記載したものではありません。“地域おたっしゅサークル”は、あくまでも入浴を目的とし

ているものではなく、記載にありますように、身近な公民館等へご自身の力で行くことが出来、介護予防を積極的に行いたいという方々に集まっていただいて運動等をさせていただくというサークル活動になります。ですから、元気だけれど家ではお風呂に入りにくいという方を想定としたサービスではありません。

【大中委員】

大聖寺地区には公衆浴場が無くなり、家にお風呂の無い健康な方が入浴を希望する場合は、健康ランドといった所しか利用できないのが実情です。そのような方のために、身近で入浴可能な施設が利用できるようにするといった制度ではないのですか。

【河村会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

入浴のサービスということでニーズがありましたら、今回ご説明しております内容とはまた別に考えさせていただくという事になろうかと思えます。今日の段階ではまだ明確にサービスの詳細のお話はできませんのでご容赦願いたいと思えます。

【大中委員】

“元気高齢者”という意味がよくわからないのですが、要支援・要介護者でなくても、65歳以上の方であれば対象になるという事にはならないのですか。

【高川部長】

この資料の図の記載が理解しにくかったのではないかと思います。おたっしやサークルの方と通所型サービスAの方と2つのグループがあります。おたっしやサークルの中で活動されていた方が、体調の悪化により虚弱になってしまいおたっしやサークルの対象者でなくなれば、通所型サービスAの対象者になりますし、逆に、通所型サービスAでのサービス利用者で、体調が良くなった場合にはおたっしやサークルの対象になるという事を表しております。ですから、おたっしやサークルの方が通所型サービスAのサービスを利用できるという意味の図ではございません。

【浅野委員】

両方を併用される方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

【高川部長】

無いとは言えないですね。

【浅野委員】

この図については問題ないと思います。ただいまのような入浴サービスのみに拘った議論が続きますと、議題からそれてゆく可能性もあるかと思われれます。通所型サービスAについて詳しく議論し、的を絞っていただいた方が望ましいのではないかと感じます。

次々と多様なサービスが提供され、我々の様な業界の者も迷うことが多々あるのですが、ましてや一般の方々にとっては本当にわからない事ばかりだと思います。まず、言葉の意味からはっきりとした説明が無いと理解できないと思いますし、また、広報にも掲載されてはいてもなかなか読み込む事も難しいのではないかと思います。ケアマネジャー自身も混乱されている部分があるのではないかと感じております。

【見付委員】

大変素晴らしいサービスを提供されていらっしゃるのですが、それらを一般の方々に理解していただくという事は非常に難しいことだと思います。何か皆様に知っていただく良い方法があればと思います。

【河村会長】

委員の方からもいい意見が出ましたけれど、事務局からは様々な手段で情報公開を行ってはいますが、なかなか周知徹底には至らないという実情が明らかになっているようです。今ほど浅野委員と見付委員からもご意見がありましたので、事務局もこれまで以上の改善策を見出し、周知に徹していただきたいと思います。

高川部長、どうぞ。

【高川部長】

この後、事業者説明会、ケアマネジャー説明会を開催する予定でございます。一般の方々に対しては、どれだけの資料を配布しても介護に関する情報を詳しくお伝えすることはなかなか難しいと思っています。そこで、ケアマネジャーの方々にご理解いただき、直接利用者様にご説明していただくことが一番わかりやすい方法なのではないかと考えておりますので、後に開催予定のケアマネジャー説明会までに、私共の方からもっとわかりやすい形でケアマネジャー様にお伝えできるようにしたいと考えております。ありがとうございました。

【河村会長】

ありがとうございます。他にご発言はございませんか。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

委員の方から貴重なご意見がありましたが、実際にケアマネジャーの立場の方もそれぞれが説明する際に、これだけ多機能のサービスがあり、さらにサービス以外の地域の事業、そうではない社会資源もあるという状況の中で、実際にそれらが十分にあるかな

いかという部分も含め、ケアマネジャー自身が混乱しているという実状もみられます。やはり、まずは言語化という事を念頭に置き、利用者にきちんとわかりやすく説明できるように努力したいと考えておりますので、市の方からもご指導をよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

【河村会長】

どうもありがとうございました。他にはご意見ございませんか。

それでは、議題4はこれで終了したいと思います。

では、議題5「超高齢社会に関する市民意識調査の結果について」事務局説明願います。

【事務局】

資料5「超高齢社会に関する市民意識調査の結果について」事務局説明。

【河村会長】

ありがとうございました。委員からご意見はございませんか。

私の方から1つご質問させていただきます。聞き逃してしまったのですが、このアンケートの全回収率は何%だったのでしょうか。

【事務局】

P1の中ほどに記載してございますが、58.6%です。

【河村会長】

58.6%ですか。そうしますと、回答しなかった人が40数%もいるということですね。その方たちの意向は汲み取れませんが、回答があったうちの36%が参加したい活動はないという結果です。これは、参加活動をしたくないという事なののでしょうか。

【事務局】

今回の調査の際に選択肢の例として挙げました活動の項目の中には、参加したい活動はないという事です。その他という項目の中に回答してくださった方もいらっしゃると思いますが、この項目の中には参加したい活動はないと回答された方が36.1%であったという結果です。

【河村会長】

ありがとうございました。

南野委員、どうぞ。

【南野委員】

P1の調査の概要に関して、今ほども会長から回収率について質問がありましたが、年齢的な面を考えると、対象が60歳以上となっております、あくまでも私の想像ですが、60歳から70歳位の年齢の方からの回答は来ていないのではないかと思います。今年度も同様な調査をされるのではないかと思います、対象年齢を上げることはできないのでしょうか。

【事務局】

回答者の年齢層につきましては、P2の方に年齢毎の回答数を示しております。できる限り年齢層に偏りが生じないように対象者を抽出して送付いたしまして、60歳から64歳までの方の回答は全体の18.5%を占め、決して少なくない数値であると感じております。若い年齢層の方を含めておりますのは、これから高齢者層を迎えるにあたっての心配事は何か等のご意見をお聞きしたいという意図もありまして調査対象に含めさせていただきました。

【南野委員】

若い方の回答率は18.5%で、決して少ない数値ではありませんが、先ほどの地域活動の参加意向の回答の項目では、“参加したい活動はない”を選択した方がこれらの年齢層では特に多いのではないかと推測されると思います。そのような状況を踏まえまして今後は対象年齢を65歳あるいは70歳からに設定するというようなお考えはないのでしょうか。あくまでも私の意見であります。

【事務局】

アンケートの集計にあたりまして、この調査項目につきましては年齢別の参加意向の数値は記載しておりませんが、回答結果の全データはございます。改めて分析をすればどの年齢層の方がどのような回答をしたかという事をご提示することができますので、ご希望がございましたら次回会議の際にはお伝えさせていただけると思います。こういった政策を考える際の参考にさせていただきたいと思っております。

【河村会長】

他の委員から何かご質問はございませんか。
はい、小林委員どうぞ。

【小林委員】

アンケート調査対象者の全体が5,000人ということなのですが、ここにはご返信いただいた数を全体として、例えば60歳から64歳までの回答数はその中で542であったと示されています。実際にアンケートを送付した全体の対象者に対する年齢別の割合、60歳から64歳は何名で65歳から69歳までは何名の方が対象であったという数の割合はデータとして残っているのでしょうか。

【事務局】

はい。すべてありますので、次回の会議にはそのようなデータも参考としてお示しさせていただきますと思います。

【小林委員】

そうしていただけたら、回収率について少しわかるのではないかと思います。ありがとうございました。

【河村会長】

はい。では、次回の資料として事務局より提示していただけたらと思います。

他の委員より、ご質問はございませんか。

見付委員どうぞ。

【見付委員】

回答項目の“参加したい活動はない”への回答者が36.1%という結果ですが、その方たちには何をしたいのか、どのような活動なら参加したいのかを具体的に書いていただけたら良かったのではないかと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

申し訳ございません。“参加したい活動はない”と回答した方が何をしたいかということについては、今回のアンケートの中ではそのような項目を設けておりませんでしたので、お示しすることはできません。

【見付委員】

そのような意見があれば参考になったのではないかと思います。

【事務局】

分析の中でわかりましたら改めてお示しさせていただきますと思います。

【河村会長】

その他今回のアンケートの分析結果について、次回会議でこの資料以外のデータ分析の要望をいただきましたが、他にも具体的に提示していただきたいと思うデータはありませんか。

他に委員からのご質問はありませんか。

無いようですので、議題5は終了させていただきます。

では、議題6「高齢者お達者プランの策定作業について」事務局説明願います。

【事務局】

資料6「高齢者お達者プランの策定作業について」事務局説明。

【河村会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、各委員からご質問はございませんか。

中野委員どうぞ。

【中野委員】

5番目の介護サービス供給量(提供意向)調査の項目について事業所の立場で考えさせていただきますと、現在のサービス提供の状況で回答するのが都合良いと思うのですが、介護保険制度の見直しがなされ、それに関しての様々な情報も入ってきておりますし、大きく変更される部分があるのか無いのかもわかりませんが、新たなサービス体系が出て来るとするならば、6月に転換や再編成等を検討するには少し時期としては早いのではないかと思います。できればヒアリングの実施時期に、そこでも間に合うかはわかりませんが、国の制度設計を見定めてから実施できるところは、少し時期を延長していただいた方がよろしいのではないかと感じます。

【事務局】

はい、ありがとうございます。実施時期については、国の検討状況をみながら調整させていただきますというふうに考えております。

【河村会長】

ありがとうございます。他に委員の方から何かご質問はありませんか。

それでは、次第にありました議題6までは終了いたしました。せっかくの会議の機会ですのでその他に関して各委員からご質問等はございませんか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】

今後の意見として簡単にお願ひし、検討していただきたいと思うのですが、本日は実績、そして今後のお達者プランの策定の作業についてご説明があり、アンケートの結果も公表されております。そのような状況で来年以降の新たな体制として計画が立てられる中で、ぜひ今回報告がありましたような調査やアンケート、あるいは利用の実態を見極め、この時代に則するという事を勘案しながら、3か年のプランをしっかりと立てていただきたいと思います。ことさら言うなれば、私の記憶が曖昧でなければ、地域密着という概念が表されてからおよそ10年余りになるのではないかと思います。その中で加賀市においては、特に小規模多機能施設に軸足を置いた施策を推進しながら、他の市町村には無いような取組み、介護施策を実行されて参り、そこは私も他の市町村に誇

れる点だと思います。それに対しての実績も伴ってきているのではないかと思います、その反面、地域密着という観点からの実績が伴っているのかという事が疑問視されるような部分もこの期間の中にはあったのではないかと思います。また、10年以上も経過しますと、高齢者の人口動態や実態や様々な諸事情、最近であれば、介護事業所に従事する方の減少について等の社会的な問題もあります。あるいは、現在のサービス事業所の形態が今後の国の改正の中で示されることがあるのかもしれませんが、現在のままの様々な事業所形態がある中で、このまま継続していいものなのかも疑問に思います。加賀市については、この実態を把握しながら、伸びていく部分は増やしていく、そうではないところは少しずつ縮小していく、というような画期的な考えの下でプランを策定してもいいのではないかと思います。具体的に良し悪しを申し上げることではないのですが、今後伸びていくであろうという事業所、分野についてはしっかりと伸ばしていきながら、少し時代とのギャップが感じられる事業所サービスについては縮小するといったような、ここ数年間の事情や実態を踏まえ、それらを勘案しながらプランを立てていくことが望ましいのではないかと感じます。前回の分科会にもありましたサテライトの件についても大きく関わり合ってくるものではないかと思います。大事な事業所ばかりでありますので、それぞれの良し悪しや増設、廃止を求める話ではありませんが、計画に際してはメリハリのあるプランを作成してくださることをこの場をお借りしてお願いできたらと思いご発言させていただきます。

【河村会長】

貴重なご意見をいただきました。事務局からこのご意見に対して回答はございませんか。

【事務局】

大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。計画に際しましては、皆様からお聞きしたご意見を反映したプランを作成していきたいと思っておりますので、委員の方からもご意見等がございましたらお聞かせ下さい。よろしくお願いたします。

【河村会長】

追加のご意見はございませんか。
本間委員、どうぞ。

【本間委員】

手短かに発言させていただきます。地域型元気はつらつ塾や地域おたっしやサークルについて、自分がよくわからない部分があり、こうなったらという希望なのですが、将来の病気のリスク、認知症のリスクを、このような場所での活動を通して、介護予防につながるような継続的な医療との連携を含めたサービス体制を整備することによって、将来の要支援要介護の方々を完全に予防できるというような取り組みがあればいいなと思

います。

【河村会長】

はい、事務局から回答ございますか。

【事務局】

今現在、介護予防教室等を開催しておりますが、実際には介護面だけの提供だと感じております。今後、医療面との連携が出来ましたら該当する方に参加していただき、介護予防教室をさらに充実させていきたいと思っております。実施まで検討して参りたいと考えておりますので、そのような体制を次期の計画では組み込んでいきたいと思っております。

【河村会長】

他にご意見はございませんか。

はい、澤田委員どうぞ。

【澤田委員】

1つご質問させていただきます。4月からアビオシティで10時から1人100円の負担をしていただいて誰でも利用できるという“サロン”が出来ましたが、これは何に該当するのでしょうか。おたっしやクラブやいきいきサークル等とは全く違うものですか。

【事務局】

それらに該当するものではありません。ご指摘いただきました“サロン”は、アビオシティ様のご協力の下で、かがやき予防塾の修了生や傾聴ボランティアの有志の方々が集まってくださり、第2第4の水曜日に“サロン”という形で立ち上がって開催されております。高齢者が1人でポツンとベンチに腰掛けている姿をこれまでによく見かけられていたという現状があり、そのような方たちが気軽にコーヒーを飲みながらお話ができる場があればいいなということで開設されました。そのような意味ではおたっしやサークルの一類に位置付けながら、加賀市内のどなたにでも集まっていただけるような拠点の場にできればと現在整備しております。名称は“加賀サロン”です。

【澤田委員】

修了生でなくても利用できるのですか。

【事務局】

どなたでも参加できるようになっております。是非足を運んでいただければと思います。

【澤田委員】

知人から、修了生でなければ参加できないのかとのお尋ねがありましたのでお聞きしました。資格がないと利用できないという事はないのですね。

【事務局】

その様なことはございません。

【澤田委員】

ありがとうございました。

【河村会長】

その他、ご意見、ご報告等もありましたらお願いいたします。

それでは、ご意見もないようですのでこれで終了したいと思います、事務局から次回開催についてお願いいたします。

【事務局】

次回、第2回の高齢者分科会の日程であります、7月頃を予定しております。日程、審議内容につきましては、詳細が決まりましたらご案内申し上げますのでよろしくお願
いいたします。

【河村会長】

日程が決まりましたらできるだけ早めにご通知下さい。

本日も会議の進行にご協力いただきありがとうございました。これにて閉会したいと思います。

ありがとうございました。